第２１号議案

新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新宿区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正等に伴い、重要事項の自動公衆送信について定めるほか、規定を整備する必要があるため